

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

- 1 日 時 平成25年11月28日（木）午後2時30分から午後4時50分
まで
- 2 場 所 長野地方裁判所松本支部会議室（本館3階）
- 3 参加者等
司会者 石 井 忠 雄（長野地方裁判所長）
裁判官 本 間 敏 広（長野地方裁判所松本支部判事）
検察官 前 田 和 孝（長野地方検察庁松本支部検事）
弁護士 清 水 智 弥（長野県弁護士会所属）
1 番（補充裁判員経験者）
2 番（裁判員経験者）
3 番（裁判員経験者）
4 番（裁判員経験者）
長野司法記者クラブ記者 2人
- 4 議事録

司会者

長野地方裁判所の所長の石井と申します。本日の意見交換会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。裁判員、補充裁判員経験者の皆さまには、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。この意見交換会は、裁判員、補充裁判員として実際に裁判員裁判を経験された皆さまに率直な御感想、御意見を伺い、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげて参りたいという思いで開催させていただくものであります。松本で開催いたしますのは、これが3回目ということになります。御承知のとおり裁判員裁判は、平成21年5月にスタートして5年目に入っております。この間、長野地裁管内では、本庁においては40件、松本支部

におきましては31件の判決が宣告されているところでございます。その間、選任手続においでいただいた方は、本庁では1302人、松本支部では934人という数字になっております。このような多くの皆さまの御協力の下、これまで長野管内の裁判員裁判はおおむね順調に運営されてきたものと考えておりますが、なおいろいろな運営上の改善点があるのではないかと考えているところであります。そこでこのような場を設けさせていただきまして、経験者の皆さまから率直な御意見を頂戴し、裁判員裁判に関与する法曹三者が、今後の運用の改善を真剣に考えて参りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、出席者を御紹介させていただきます。裁判所側から、松本支部の本間裁判官です。この4月から松本支部の裁判員裁判の裁判長を務めております。

本間裁判官

本間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

検察庁からは、前田検事に御出席いただいております。

前田検察官

よろしくお願ひいたします。

司会者

弁護士会から清水弁護士の御出席をいただいております。

清水弁護士

清水と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者

ほかに数名の裁判官、検察官、弁護士も一緒に傍聴させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは今日は、経験者の方4名に御参加いただいております。私の方か

ら皆さまが関与された事件について簡単に御紹介させていただきながら、その際関与された事案の御感想、印象といったことを一言ずつ頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1番の方は、補充裁判員として御参加いただきました。事件は傷害致死事件ということで、判決は平成23年9月ですので、もう2年くらい一審判決から経っております。暴力団員の被告人が仲間の組員に制裁を加えて殴る蹴るの暴行を与え、その結果死亡に至らせたという事案です。結論として懲役13年という判決になったということです。判決を拝見しますと、検察官の求刑が懲役15年、それから、この件は被害者参加人がおり、懲役30年くらいが相当ではないかとおっしゃっていて、弁護人は5年程度が相当であるとおっしゃっていたというふうに判決からは見受けられます。こういった事案のようですが、簡単に印象や感想といったものがあれば一言お願いしたいと思います。

1 番

弁護士さんの説明が非常に分かりにくかった気がします。検察官の方はある程度分かりやすかったんですが、何を主張しようとしているのか、あるいは何を立証しようとしているのか分かりにくくて、ただ長いだけで、申し訳ないですが、眠くなってしまうところがありました。それが、実際に裁判員の席に座って感じたことです。

司会者

審理のことはもう少し具体的に後ほどお尋ねすることにします。初めに恐縮ですが、この事件は死亡事件ですので、最近話題になっていますが、証拠の中に遺体の写真とか、そういうものがございましたか。

1 番

記憶にありません。そういうプレゼン資料みたいなものはほとんど目にしたことがありませんでした。実際に新聞に取り上げられているような、見る

のが嫌だとか、食事ができなくなるとか、そういうことはありませんでした。
何か実感が全然わかなかったという感じです。

司会者

そうすると、実況見分というか現場の状況の写真にひょっとすると写っていたかもしれないけれど、正面からショッキングな写真があったとか、そういった記憶は全くないということによろしいですか。

1 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。続きまして、2番の方は、裁判員として参加していただきましたが、事案は殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反ということです。内容を拝見しますと、被告人が以前から被害者に金を要求されて、もし用意できなければヤクザに肝臓を売れなどと言われ続けてきたということで、眠っている被害者の胸を包丁で突き刺したけれど、死亡には至らなかったという事案のようです。判決は今年の3月にあり、求刑は懲役5年ということでしたが、懲役3年で保護観察付きの執行猶予5年という結論になったということでした。感想なり印象なり一言お願いいたします。

2 番

この中で、被害者が薬物をやって逮捕されておりました、その被害者の現状がどうなっているか、執行猶予中であるのかどうなのかということ、私多分聞いたと思うんですが、そこら辺ははっきり言っていない、今どういう状況にあるのか全然分からなかったの、なぜそういうことをはっきり教えていただけなかったのかなと思っておりました。

司会者

今の点が一番心残りだということでしょうか。

2 番

はい，そうです。

司会者

またそれぞれ検察官，弁護人のほうからお尋ねがあるかもしれませんので，よろしく願いいたします。

3 番の方は，2 番の方と同じ事件に関与されたということによろしいですね。

3 番

はい。

司会者

そうしますと，同じ質問ですが，どんな印象を持たれたか，裁判員をやってみた感想ということでも結構ですが，いかがでしょうか。

3 番

通知が来たときはとても不安で，どうしようというのがありまして，家族に話したら，そういう経験も良い経験だということで，二度とないことと思って参加させていただきました。そして，結局裁判をしたんですが，懲役3年というふうに，執行猶予も付きました。今ちょっと忘れていましたけれど，そのときはいろいろ考えていました。月日が経つと，あっ，そういえばこういう事件があったんだというので，忘れていた部分があったんです。何日間か裁判員としてここに来たんですが，やっぱりその間は，正直ちょっと精神的に参っていた部分があります。

司会者

審理は何日くらいされたのですか。

3 番

3日くらいだと思うんですが。仕事もばたばたといろいろあって，それにちょっと重なっていたもんですから，自分個人としては，精神的に苦痛だったんで，ちょっと大変だなと思いました。

司会者

時期が3月ですから、いろいろ皆さん忙しかったのかも知れませんが、御苦労様でした。また順番に伺うことがあるかと思しますので、よろしく願いします。

4番の方ですが、強姦致傷という罪名の事件に関与していただきました。これは、自転車で帰宅途中の若い女性を強姦しようとして、暴行、脅迫を加えたところ、被害者が大声で助けを求めるといったことで、結果的には打撲傷等のけがを負わせたという程度でとどまったという事案のようであります。求刑が懲役6年ということでしたが、結論としては懲役3年という判決が宣告されたということです。4番の方、率直に感想なり大変だったということでも結構ですのでよろしく願いします。

4 番

私はまだ2か月くらいなんですね。非常に直近なんですが、通知をいただいてから約8か月くらいして、10月ですよということで、会場の方にこさせていただいたんです。その時点でまだ二十数名の方がいらっしゃって、その中から無作為に選ばれたものですから、是非にということでやらせていただきました。選ばれて午後からすぐだったものですから、ちょっと面食らった部分もあったんですが、内容としては非常に分かりやすかったです。裁判官から事前に説明をしていただけていたので、法廷に入ってから非常に分かりやすくて、精神的な苦痛も何もなくて、こうやって裁判というのは行われていくんですよ、それから、こういう形で刑を決めていくんですよということで、逆に言ったら、ずいぶん勉強させていただいた3日間だったと思います。こういうデータベースを元にして判決というのが決まっていくんだと、軽いとか重いとか外で見ているときには思っていたのですが、ものすごい量のデータベースの中で比較をしていくと、なるほどと思えるようなことを提示していただけたものですから、非常に私としては分かりやすかったし、馴

染みやすかったです。やはり、私たちは法律のプロでも何でもないので、思っていることと、実際にそういったところの場面に日常関与されている方たちの考え方の違いであるとか、6人の方と補充裁判員の方2人いましたが、8人の中の感じ方とか、考え方の違いというのがすごく感じ取れました。内容も内容だったのかも知れませんが、非常に苦痛もなく、楽しくなるといって叱られるのかも知れませんが、すんなり受け入れられて、消化ができたと思っています。非常に良い経験をさせていただいたと思っています。

司会者

ありがとうございました。この事件は今年の10月に判決があった事件で、本間裁判長の下で判決があった事案でございます。

今裁判員になるかどうかで3番の方は少し迷われたというお話もありましたけれども、4番の方は、比較的積極的に応じていただけたようです。参考までにお聞きしますが、1番、2番の方は裁判員、補充裁判員になるときに、どんなお気持ちだったのでしょうか。

1 番

特に何にも考えがなく、ああ、選ばれたのかなと。逆に補充になったから直接関与しない、見学みたいな、そうっては大変申し訳ないんですが、そういう気持ちがありました。それが正直なところですよ。

2 番

嫁からは、とても良い経験だからやれやれと勧められて、その気になって来ていました。

司会者

やってみていかがでしたか。

2 番

いろいろ経験させていただきました。本当にいい人生勉強をさせていただきました。

司会者

ありがとうございます。それでは、これから、実際の審理の進み方に従いまして、時間が経った事件もごございますので、お忘れになったところはそれで結構ですので、少しずつお話を伺っていきたいと思います。経験されたことについて、そうだったなと思い出していただければ結構ですが、裁判の審理は、始めに冒頭の手続というところがあって、その事件の検察官、弁護人双方の主張と申しますか、言い分があります。それから、証拠によって主張が裏付けられるかという証拠調べの手続が次にあります。それが終わると、審理の締めくくりということで、証拠調べの結果を踏まえて、双方の最終的な主張、論告・求刑、弁論が行われて結審するという流れになっています。あとは、裁判官と裁判員がどういう結論にするかということで評議をする、そして判決を宣告するという、大体こういう流れになっています。この順番で少しずつお尋ねしていきたいと思います。

始めの手続のところですが、起訴状の朗読をして検察官の冒頭陳述に進みますけれども、検察官の方から、まず冒頭陳述の関係の御質問をいただけますか。

検察官

検事の前田です。よろしくお願ひいたします。検察官の冒頭陳述に関する質問といたしましては、検察官としてはできる限り分かりやすく、かつ、あまり情報量が多くないようにということで、庁内で十分検討したうえで、冒頭陳述というものを作成しています。こちらの方で十分検討したものをお出ししているのですが、それについて裁判員の皆様がどのようにお感じになってこられたのかということについてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

司会者

これは、冒頭陳述の段階でメモのようなものを提出することがあるわけで

すか。

検察官

基本的には冒頭陳述メモというものを全件作成しております。

司会者

それを見ていただきながら冒頭陳述で説明するということですね。

検察官

はい。

司会者

弁護人もこの段階で何かお尋ねになりますか。

弁護士

まずは、今の質問の御回答を伺った上でお願いします。

司会者

それでは、順番に感想でも結構ですので、分かりやすかったか、長すぎたか、詳しすぎたかというようなことをお尋ねになっていきますので、その辺りのことについてお願いします。

1 番

補充だったからかもしれないんですけど、メモなど、何かそういう書いたものを見たという記憶が全然ないんですね。、、裁判員と裁判官がテーブルについて、私たちはこちらに別にいて、そこに確かに書証とかそういうものが置いてあったんですけど、別にそれを見てというようなこともないし、実際の法廷に入ったときもメモを持っていることもないので、見ていることもないので、ただ検察官がしゃべっているのを聞いているというだけだったんですね。だから、今回この裁判というのが腑に落ちないというか、起きてから2年後の裁判だったということで、事実関係があまりはっきりしなかったみたいなところがあったんですね。忘れてしまっていてとか。ここはどうなんだろうなというような、つじつまが合わないようなところもあつ

たりしました。そういうときに、現場の見取図とか写真とか、例えばディスプレイに出て、ここでこういうふうになって、被告人がこういうことをしたとかというふうに説明していただくと、すごく分かりやすかったと思うんですね。だから、そこら辺がなく、ただ読んでいるだけで、それを聞いているだけだと、やっぱりだんだん始めのほうのことは忘れてくるし、どこに争点があるのかもいまいちぴんと来ないというのがあって、ちょっと私としては分かりにくかったと思います。

司会者

2 番の方はいかがでしたか。最近の話になりますが。

2 番

大体詳しくよく分かりましたが、検察というのはそういうものかもしれませんけれど、被害者に不利なことは一切証拠みたいな形では、陳述では出てこないものかなと思いました。

司会者

話としては、言いたいことというか、内容はよく分かりましたか。

2 番

よく分かりました。

司会者

時間が長すぎるとか、今のお話ですと足りないところがあるのではないかという御指摘ですが、余計なことをたくさん言っているとか、そういう印象はないですか。

2 番

そういうことはなかったです。

司会者

3 番の方は、同じ事件ですが、一番初めに、これからこういう事件について審理をしますと、この事件はこういう内容ですというのを検察官が説明し

たと思うんですが、そのときの説明が分かりやすかったかどうかということですが、いかがでしょうか。

3 番

分かりやすかったです。

司会者

すっと頭に入るといような感じでしたか。

3 番

そうですね。説明も結構細かくお話ししてくれていたんで、別に私は問題がなかったです。

司会者

細かすぎるとい感じはしなかったですか。

3 番

いいえ、それもないです。

司会者

ちょうどいいとい感じでしたか。

3 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。4 番の方はいかがでしたか。

4 番

検察側から出されていた資料を、ちょうど前田さんが作られたものだと思うんですけど、総記力のある資料だと思いました。逆に言うともっと字だけがずらっと並んでいる、読み解かなければいけないような文書なのかなと思っていましたけれど、フローチャート形式になっていたり、非常にグラフィカルなものになっていました。色も使ってくださいましたし、非常にそういった部分では分かりやすい、逆に言うと、私たちが通常仕事で使っ

ている説明用の資料に非常に近い形で出てきましたので、分かりやすく良かったと思います。ですので、お話されている内容を全て聞かなくても、書かれている内容を読めば、非常に理路整然と整理されていましたので、分かりやすくいいと思いました。

司会者

ありがとうございました。いろいろ工夫しているなという感じがしたというところですかね。2年前の事件のことはちょっと分からないところもありましたが、最近の事件は割と好評のような気がします。何か続けてお尋ねになりたいことはありますか。

検察官

結構です。

司会者

先ほど1番の方から、モニターに写すなどして工夫したらいいんじゃないかというようなお話がありましたが、手元にメモが配られ、ると、画面に映すのと、こういう場合はこっちのほうが良いんじゃないかとか、そういう感じはありますか。

4 番

素人がそこに入っていますので、逆に言うと、あまり生々しいものがそこに出てきても印象に残りすぎてしまうのかなという感じもしますし、せっかく設備もありますので、お使いになってもいいのかなとも思います。手元に十分に読み解けるものが配られていれば、逆に傍聴している方たちもいらっしやいますので、その辺、どこまで開示していいものか私も分かりませんが、合わせて使っていけば良いとは思いますが。手元にいただいた資料で分かりやすかったし、逆に言うと、映像なんかがあまり出してしまうと、別の意味の判断材料が増えてしまうのかなという感じはすることはしました。

司会者

冒頭段階ですから、あまり予断を与えるようなことはこの段階ではしないというのが普通だとは思いますが。

弁護人の方から何かお尋ねがあれば。

弁護士

それでは、同様に弁護人側の冒頭陳述に関してですが、先ほど1番の方は全体的な感想として分かりにくかったというお話でしたが、冒頭陳述に関して分かりやすかったか分かりにくかったかで、具体的にどこが分かりやすかったとか、どこが分かりにくかったとかいうこともお聞かせいただければと思います。加えて、1番以外の方は、検察官の冒頭陳述は非常に分かりやすかったということなので、おそらく検察官の冒頭陳述を聞いた時点でそれなりのイメージが出来上がったと思いますが、その後弁護人側からの冒頭陳述を受けて、一度出来上がったイメージに対して何らかの影響があったのかどうか、その辺もお聞かせいただければと思います。

司会者

これも1番の方から順番にお尋ねしたいと思います。少し時間が経っておりますので、一つ一つ覚えていないということはあると思いますが、検察側の初めの言い分に対して、弁護人側の言い分は話として分かりやすかったのかどうか、それを聞いたときにどのようになったか、両方の話を聞いたときに、ここが問題だとか、この点がちゃんと証拠で確認しなければいけないとか、そういうことだと思いますが、そのようなことが頭に浮かんだかどうかという点かと思います。御記憶の範囲で結構ですのでお話いただければと思います。

1 番

確かこの件ですと、被告人が傷害致死を犯したことは認めていたと思うんですね。問題はそれが情状酌量の余地があるかないかということだったのではないかと思うんですが、検察側の冒頭陳述の場合は、ここに書いてあるよ

うな、判決に書いてあるようなことで、簡単に言ってしまえば救いようがないんだよというようなことを言っていたかもしれないんですが、弁護側の冒頭陳述には、もう少し具体的に、どういうところが情状酌量の余地があるのか、あるいは事実関係で争うところがあるのかなのかというところが何かよく分からなかった。これは、検察側を含めてそうなんですけれど、ちょっと争点が見えにくかったんですね。特に、同じ、事実は認めているんだけど、片や15年の求刑、片や5年の求刑という違いがどこにあるのかというのが分かりにくかったと思います。今覚えているのはそのくらいです。

司会者

ありがとうございます。結局犯罪自体は争っていなかったんで、どのくらいの刑にするかというところが判断を求められる。そのことは双方の話を聞くと当然分かったということですね。どういうことからそういう違いが出てくるのかというところが、なかなか最後まで分かりにくかったと、そういうことになるんですかね。

1 番

具体的に、だから5年でいいんだとか、だから15年にしなければいけないんだとか、もう少し冒頭陳述なり、その後の証拠調べなりで、浮き上がるような形になると良かったのかなと思うんですね。

司会者

ありがとうございました。同じ質問ですが、2番の方、いかがでしょうか。

2 番

先ほど申しましたとおり、検察側の冒頭陳述はとても分かりやすかったんですけど、それにもまして弁護側の冒頭陳述も、資料を含め、それ以上に分かりやすい陳述だったと思って、私からすると、全く違う事件のような印象を受けました。

司会者

検察側と弁護側で見方の違いなのか、それだけ差があるんだなど、そこからスタートするということはよく理解できたということですか。

2 番

そうですね。

司会者

3 番の方はいかがだったでしょうか。初めの印象ですが、弁護側の説明を聞いてどんな印象を持たれたかということですがけれども。

3 番

検察側の方とあまり変わりがないように、すんなり聞き入れることができていました。

司会者

内容が分かりやすかったということですね。

3 番

でも、時折、専門用語をぱつと言うときに、分からないなという部分もありました。

司会者

話の中に専門用語が出てきて、すぐに分からないところがあったり、検察側の方には専門用語は出てこなかったですか。

3 番

多分あったと思うんです。後で裁判官の方に聞いたりしました。

司会者

そうすると、検察側の話の中にも分からないと思った言葉は出てきたと、それは弁護側の話の中にも出てきたと。

3 番

やっぱり事件の内容が、人を刺すという事件だったものですから、すぐ記憶として自分の中で早く消したいという、そういう場面も見たりしたのもあ

ったものですから、記憶としてすぐなくしたかったんです。

司会者

それでも分からない、引っかかる場所があったなという記憶なのですね。

3 番

そうですね。

司会者

それは、その後評議とか進んでいきますが、例えば裁判長から説明があったとか、そういうことはありましたか。

3 番

ありました。

司会者

そうすると最後まで分からないでいたと、そういうことはなかったということですね。

3 番

はい、そうです。

司会者

分かりました。それでは4番の方、同じ質問ですが、弁護側の話を聞いて、始めの段階ではどうだったですか。

4 番

資料、書面等は、弁護人の方は字だけのものだったので、何かしっかり読まないという形なんで、そのものの印象というのは、変な話ですが、正反対な資料だったような気がしております。話の内容は、検察側の立場、弁護人の立場ということなので、立場立場でお話されていまして。それで、罪は認めていらっしゃった事件なので、争点が割とはっきり、求刑をどうするところになっていて、弁護士さんの方は、ここまでやってありますよという内容でしたので、私がやらせていただいた案件に関しては非常に中身が

整理されていたので、分かりやすく。それで、話し方というのも、違うのかなと思ったのは、検察側の方は、きちっとというか、はっきりというか、こう断定的にスパッと切ってお話されるので、こうだよという形ではっきり私たちにも入ってきます。弁護士側はどちらかというところだよという、下から持ち上げるような形でお話をされているんですけど、言葉尻なんかはばさっと切られたりすることがあって、印象的にはそんな差がありました。まあ、立場立場での差なのかなとは思いましたが、そんな差を感じたくらいで、中身が分からないとか、そういうことは全くございませんでした。

司会者

ありがとうございました。ほかにいかがですか。大体そんなところでよろしいですか。

弁護士

結構です。ありがとうございました。

司会者

それでは、その後の証拠調べに入りますが、証拠調べでは、例えば、捜査段階で取り調べた方の調書、これは公判廷で朗読するということがあったと思います。それから、証拠物件が法廷で示されたり、証人尋問、被告人質問といったようなことがあろうかと思えますけれど、これも検察官の方から御質問いただきたいと思います。証拠の量とか、朗読、尋問ということで、幾つかあるようですが、人証関係は別に聞いていただくということでお願いします。

検察官

書証の関係ですが、こちらとしてはできる限り厳選した上で、証拠を選んで提出しているつもりではあります。その観点で、法廷に出された証拠が多すぎたんじゃないかとか、逆にここは足りないんじゃないかとか思われた点があるのかどうか。それと、調書については、基本的には取調べは朗読する

ことになっているんですが、調書の朗読時間が長すぎたということはなかったかどうか、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

司会者

証拠調べの関係で証拠書類の量と、証拠書類の内容を読み上げる場合がありますけれど、ほどほどにしてくださいという気持ちになったかどうかというようなことだと思いますので、これも順番に感想をお尋ねしたいと思います。1番の方よろしくお願いします。

1 番

記憶があいまいなのですが、私が補充で入ったときは、やっぱり書証は、全部読まなかったのではないかなと思うんですね。何か飛ばしたような気がします。それと、何を立証するための証拠なのかということの説明がなかったかなという気がします。具体的に言いますと、検察側の主張があります。こうこうこういう理由で、被告が暴力団の組員です。じゃあ、暴力団の組員であるという書証があるとしますね。そうした場合に、この書証が検察側の主張の根拠になっているというようなところ、そういう、書証と主張の関係というのが全然見えなかったような気がするんです。多分専門の人だと、見てそういう読み取り方をするのもかもしれないんですけども、私には、ただ膨大な書類の中から探していくような感じがして、少し分かりにくかったと思います。

司会者

膨大な書類ということですが。

1 番

それは、見ている状態ではなく、話を聞いている状態だったので、それが非常に長い時間だった。で、何を立証しようとしているのか分からないので、ただ長く時間が過ぎている、しゃべっているだけと。それも最近変わってきているようなんですけど、一本調子でずっとしゃべられると、これ不謹慎

なんですけれど、やっぱり眠くなってきてしまうところがあって、それで余計話が分からなくなると、そういう思いでした。

司会者

ありがとうございました。最近はそうでもなさそうだというお話が今ありましたが、2番の方、いかがですか。

2 番

時間に関してはそんなに長く感じなかったし、適量だとは思ったんですけど、被害者の方の証人に立つ人間が全然来られなかったですね。こういうのは検察が呼ばれるものですよ。

司会者

証人のことについては、この後お尋ねになると思いますので。証拠書類の関係については適量でしたか。

2 番

はい、適量でした。

司会者

もう、うんざりしたとか、そういうことは。

2 番

そういうことはなかったです。

司会者

同じ意見かもしれませんが、3番の方、いかがですか。

3 番

そうですね、別に何もなくて、書類を見ながら、眠くなるということは当然全くなく、真剣に話を聞くというか、どういう事件かということをも自分の中で把握しなければいけないと思い、しっかり聞けました。

司会者

読み上げているのが長すぎるなということはありませんでしたか。

3 番

それはなかったです。

司会者

さっきも同じことを聞いたなとか、そういうことはなかったですか。

3 番

それもなかったです。

司会者

ありがとうございました。それでは、4 番の方にも同じ質問ですが、いかがでしょう。

4 番

この部分ではモニターに写真が出されたりして、非常に分かりやすかったと思います。時間もそんなに長いわけでもないし、非常に小気味良くと思いますか、理解しやすくやっていたらよかったと思います。

司会者

ちゃんと準備しているなという感じがしましたか。

4 番

もちろんその準備という部分では、机の上に置かれていた書類の山を見ると、すごい量だなと思いながら見ていました。その中から厳選された内容だと思うんですが、抜粋されて目で見て分かるようにしていただけて、言葉だけではなかったのも、非常にポイントポイントで、的確な写真だとかが出てきましたので、非常に分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。

検察官

それでは続きまして証人の関係でお聞きしたいことがあります。基本的に裁判員裁判ということで、公判中心主義ということで、できる限り法廷に出

されたもの、しかも証人のほうが良いんじゃないかという話もある中で、証人から直接話を聞いたほうが分かりやすいというふうに思うのか、それとも、そうではなくて、書類を朗読することでも十分に分かるのかという点について、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

司会者

例えば目撃者というときに、捜査の段階で目撃者が話した内容が調書になっていて、それを証拠として取り調べるときに、検察官がその書類を朗読するということがあります。今の話だと、そういう形で朗読しても話が分かるのか、それとも、目撃者の人が直接出てきて、法廷で話をしてもらった方が分かりやすいのかということも含みですけど、仮定の話も入ってきますので、皆さん担当したときに、これは書類を読まないで証人に話をしてもらったほうが良いのになと思ったとか、この証人は、もう書類で十分じゃないかと思ったとか、そういうことがあったら教えていただきたいと思います。1番の方。

1 番

実際に事件が起きてから2年後に裁判に入って、かつ、裁判官も、弁護側も、検察も、全部入れ替わったという事情があったので、証人が来ても、証人自体も覚えていないんじゃないかなと。で、結局書証として出されている調書とかそういうものと同じことを言っているに過ぎなかったというのがあるって、多分これは裁判としてとって難しかったのかなという印象しか残りませんでした。もう少し、事件が起きてから裁判まで間近だったら、証人の言うことも重要でしょうし、それと、検察側の調書と、弁護側が証人に聞いた話と、実際に法廷で話す話というのは、微妙に食い違いが出てくるんじゃないかと思うんですね。ですので、やっぱり書証だけではなく、証人がいて、検察側、弁護側が聞いてっていうところから、何が事実なのか、何が問題なのかということが浮き上がってくるんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。おっしゃるような点はあると思いますけれど、確かに証人として呼ばれても、何年も前の話だと、いまさら聞かれてもなと
いうところがあるかもしれませんそういう意味で、裁判は迅速にしなければ
いけないということになるろうかと思います。ありがとうございました。2番
の方、いかがでしょうか。

2 番

私の関与した事件に関して、証人尋問があったんですけど、一人の証人
の方は、両方の立場から出てきた中間の立場、どちらから呼ばれたのかよく
分かりませんが、中間の立場の方だったんですけど、その中で、我々が質
問ができるというのが、すごく大きな意味がありました。それによって、か
なりこの事件の内容というんですか、詳細が分かるようになりました。あと、
もう一点、被害者が入院されたときの病院の先生が証人で来られたんですけ
れど、回りくどい話で、結局これだったらお医者さんもうそを言わないだろ
うし、書類だけでもよかったのではないかなと、私個人は思いました。

それから、検察側からの証人というのが、被害者でありながら、出てこな
いといのは、なんかちょっとおかしいなと思いました。

司会者

被害者の証人というのは、2番の方の考えではどちらに有利な証人にな
るといようなイメージなんですか。

2 番

普通だったら検察側に有利な立場の人間が出てきて、そこで話をするんじ
ゃないかと思ったんですが。それがないと検察側に不利になるのではないか
なと客観的には思います。

司会者

そういうことがあったので、なぜ出さないのかと不思議に思ったというこ

とですか。

2 番

そうですね。事件の成り行きも、やっていく中で、被害者がそういう流れの人間だったのかなと思い始めました。

司会者

ありがとうございました。続いて3番の方ですが、同じ質問ですが、記録を読み上げるのと、法廷で証人が出てきて証言されるのと、バランスよくやらなければいけないんですけど、実際御覧になった事件で、2番の方はいろんな御意見をお持ちでしたけれど、3番の方はどのような感想を持たれましたか。

3 番

最初書類を見ますけれど、やっぱり証人の方が出てくると、また書類を見て、ああこういうことかということも細かく分かるというか、分かりやすいですね。やっぱり証人の方が出てきてくださるほうがいいかななんて思いますね。

司会者

分かりました。ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

4 番

私たちの場合は、証人尋問の中で、被告人の身内の方が出ていらっしやっただんですね。それで、結構長い時間いろんなことをお話ししていただきました。見ていて、その人の方がかわいそうだなという感情を持ってしまったりはしたんです。おっしゃっている内容は分かりやすかったですし、気持ちに訴える部分なんていうのもあったように思っています。あと、被告人質問、私一つだけさせていただいたんですけど、やはり直接、自分の言葉で被告人にどんな気持ちだったんですかとか、そういうようなことが聞けましたので、これは重要なことなのかなと。上手に聞けなければ、裁判官にお願いし

争点2が何、争点3が何、というふうになって、争点1に対しては、検察側はこういう書証を出して、こういう証人を出します、弁護側は、こういう書証を出して、こういう証人を出します。で、それぞれ反対尋問をして、どち
らが言っていることがより真実に近いか、もしくは法律に適合しているかとい
う判断を進めていくんじゃないかと思うんですけど、そこら辺が最後まで
分からなかったという印象があります。

司会者

ありがとうございました。2番の方、何かありますか。弁護人側の立証活
動で気になった点といますか。印象になかったなら印象になかったでも結
構ですけど。

2 番

特にないです。

司会者

こうすれば良かったのに、というようなところはありますか。それなり
に成果があったのかなとは思いますが。一番初めのお話でも、争点とい
いますか、双方の主張はよく分かったというふうにおっしゃっているの
で。

2 番

やっぱり、証人の尋問をやっているうちに、話がどんどん全然違う方向と
いうんですか、深みに入っていきまして、初めの陳述では全然出てこなかつ
た部分が、この話ではヤクザの話が出てきまして、そこで、どここのヤク
ザだという話がいっぱい出てきまして、これはちょっと話が違うぞというこ
とで、これは検察側の問題か弁護側の問題か知りませんが、そこまで皆
さん調べてなかったんじゃないかなと思いました。

司会者

分かりました。弁護側の責任というわけではないけれど、欲求不満なところ
が残ったということですね。3番の方、何かありますか。弁護人の活動に

ついて、何か感想があれば。

3 番

特にありません。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

弁護士さんがいろいろ話する中で感じたんですけど、もう少し優しく言えばいいのになって思うようなところがあったり、口調の問題とか、使う言葉の問題なんだと思うんですけど、法廷とかそういうところでやるのにはそれで適しているのかもしれないんですが、私たちみたいな素人が入っていったときに、しゃべり方というんですか、その印象というのも、弁護されているんですよね、要するに、「刑を軽くしてください」といってるんですよね、それとも「刑を軽くしろ」といっているのか、あれって思うようなことが、そんな不適切な言葉を使っているわけではないんですけど、雰囲気ですよね、雰囲気の中で、もうちょっと優しく言えば、なんとなくこっちに偏るのにとというような形もありました。もちろん断定的に言ってもらわなければいけないこともあるし、こうですよとはっきり言ってもらわなければいけない事柄もあるんだけど、こう考えますみたいなところなんかは、もう少し何かこう優しくと言っていいんですかね、ちょっと適切な言葉が思い浮かばないんですけど、もっと訴えるような内容でお話していただけるといいのかなと。逆に言ったら、主観が入ってしまっているようなお話で申し訳ないんですけど、そんな感じがしました。

司会者

大変役に立つ話ではないかなと思います。ありがとうございます。もう一つだけ私の方から伺いますが、証人尋問とか被告人質問のときに、質問の意味が分からない、何のためにこの質問をしているのかなといふうに感じ

られるような質問というのはありませんでしたか。、、、、、1番の方どうですか。

1 番

先ほどから言っていることなんですけれど、2年経ってずいぶん進歩したのかなという気がするんですけども、いまいち何を立証しようとしているのかがよく分からなかった気がします。

司会者

2番の方はどうですか。

2 番

大丈夫でした。問題ありませんでした。

司会者

3番の方もよろしいですか。

3 番

はい。

司会者

4番の方いかがですか。

4 番

話の中で、よく分からないことが、やはりどちらもあるんです。戻ってから裁判官にどういう意図で質問があったのですかねというように疑問を解決する術がありましたので、その場では明確には分からなくても、戻ってから、質問させていただいて説明していただけたので、そういった部分で理解して前へ進んでいくようにしていました。

司会者

ありがとうございました。

それでは先に進ませていただきます。証拠調べが終わると、検察官から論告・求刑、弁護人の最終弁論といった部分になります。冒頭でもお聞きしま

したけれど、この辺りは、証拠調べの結果を踏まえてということですので、先ほどの話にもありましたけれど、証人の話を聞いて少し違うということであれば、最後のまとめもそれに合わせて変わってくるということはある話ですけど、ちゃんと証拠を踏まえた最後のまとめになっているかどうかという辺りの印象はいかがだったでしょうか。それが分かりやすかったかどうかという辺りを伺いたいと思いますが。1番の方、どうでしょうか。

1 番

検察側の方は割と理解、これくらいのことをやっているんだからこのくらいの刑は当然だろうと、簡単に言ってしまえばそういうことだったんですけど、弁護側の刑をこういうふうにするのは5年で十分だとするのはどういところなのかなというのは、いまいち分かりにくかったです。もしかしたら国選弁護人だったのかなと思うんですけど、どうも一生懸命弁護しているのかなと、こんなことを言っでは失礼なんですけれど、そういう気がしました。

司会者

被害者参加人の方が法廷の中におられて、この方が一番長い刑を希望されていたと思いますけれど、その辺のことは覚えていらっしゃいますか。

1 番

いくつか覚えていることがあって、傍聴席で暴れた人が、お母さんだったか、誰だったか、騒ぎ出したという件があって、退廷するところまではいかなかったかもしれないですけど。それと、被害者側の言っている人っていうのは、やっぱり恨みとか激情とかそういうのに駆られて言っている、これはこれで当然なのかなという気はしました。それは検察側とかと同じことなのかもしれませんけれど、じゃあ刑を5年にするんだったら、こうこうこういうことなんだよというようなのが証人とか何かで弁護側が出せれば、評議するときにも多分そういうことが影響してくるかもしれない。いずれに

せよ、事件自体がかなり古いので、皆さん忘れていたのか、忘れていないんじゃないんだろうけれど、書類でしか確認しようがないというところがあったみたいです。

司会者

ありがとうございました。2番の方いかがでしょうか。最後の双方のまとめの主張といたしますか。それに基づいて評議に移るということになりますけれど。評議の前に法廷が終わるところで、検察官は証拠調べの結果何年が相当だというまとめをされ、弁護人の方はまた違うまとめをされたと思うんですが、この辺りの、話としては分かりやすかったということよろしいですか。

2 番

始めと終わりとは変わってないんで、ありません。

司会者

同じ事件ですが、3番の方もその話は大体頭に入りましたということよろしいですか。最後のまとめで、これは変だなと思うところはありませんでしたか。検察官は懲役5年がいいというふうにおっしゃったと思いますが、それは覚えていますか。

3 番

覚えています。

司会者

弁護人の方から、それに対して、何か意見がありましたか。

3 番

もう少し。

司会者

当然軽いということですね。

3 番

はい。

司会者

そのそれぞれの言い分というのは頭に入りましたかという意味では、よろしかったですか。

3 番

はい。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

内容としては分かりやすかったです。ただ、事件が割と被害者の方に感情移入しやすい事件だったものですから、弁護士さんの言っている内容が、なかなか気持ちの中で整理がつかなかったというのがありました。ただ、それは、この後で出てくる評議の部分であるだとか、そういうところで裁判官から事案を示されて理解はできました。やはり、法律に携わるプロではありませんので、どうしても感情移入というのがありますので、そういった部分での感じ方というのではありませんでしたが、内容としたりよく分かりました。今は理解できています。

司会者

ありがとうございます。検察官、弁護人から補足してお尋ねされることはありませんか。よろしいですか。それでは、法廷は終わったということで、評議室に移って評議ということになったと思います。双方の最後のまとめの言い分を聞いて、求刑や求刑意見を聞いて、どういう刑にしましょうかと、基本的に皆さんの事件は、犯罪については特に争いがなかったということです。最終的な結論をどうするのかと、量刑の話が中心になってくるかなと思いますけれど、その中でもいろいろ争点になるようなことはあったかなというふうに思いますけれど、これは、評議の話ですので、担当されている

ときは評議の秘密は守ってくださいということを随分言われたと思います。基本的にはここでもそうなんですけれど、話せる限度といたしますか、あの人がこんなことを言ったとかですね、そういう話にならないようにしていただいて、お話を伺えればと思います。まず、評議室での評議ですが、裁判官から評議の進め方について、分かりやすい説明がありましたか。1番の方がでしょうか。

1 番

一応説明をしていただきました。それで、いろいろあって、実際に量刑を決めるところには参加しないでっていうので、評議室での進め方というのは、ああ、なるほど、こういうふうに決めていくんだなというのは理解できました。

司会者

1番の方は補充裁判員ということで、最後の多数決には加わらなかったかもしれませんが、意見を述べたり聞かれたりということはあったんですか。

1 番

それは一応ありました。

司会者

そうすると、議論といたしますか、問題点についての意見のやり取りみたいなところは一緒に議論したということですか。

1 番

そうですね。ほとんどは皆さんが話しているのを聞いているというところでしたが、多少自分なりの見方とか何かをお話させていただいたこともあります。

司会者

ありがとうございます。他の方は裁判員ということで関与されているので、当然いろいろ意見も述べられたかと思います。今の質問ですけれど、裁

判官からちゃんと進め方について納得できるような説明というのはあったんでしょうか。分からないことについては裁判官からちゃんと説明はありましたでしょうか。

2 番

ありました。

司会者

こういう点をこういう順番で説明してもらった方が良かったなというところはありますか。裁判官に対してということですが。

2 番

ちょっと論点がずれるかもしれませんが、やっぱり裁判長も人間ですので、裁判長の考えというんですかね、判決に対する考えは、やっぱり僕はこう思うという部分が、やっぱり所々感じました。

司会者

その辺はこうしたらいいのになというのはあるんですか。

2 番

人間だから難しいんじゃないかなとも思います。やっぱり所々に個人の考えというのが出ますね。

司会者

結論については、皆さんの意見が入った。

2 番

本当に公正だと思います。

司会者

3 番の方は、最終的に皆さんの意見でこの刑になったのではないかと思います。その点については、その手順のようなところは、あまり細かくは言えないんでしょうが、こういうふうにして決まるんだなというふうなところで、納得はされたということですか。

3 番

そうですね，個人的なことはありましたけれど，やっぱり皆さんが聞いて話合いをしてこの結果になったということなので。あと，本当に専門用語が出てきたりすると，裁判長とかに聞いて，分からないことを教えていただいて，勉強になりました。，結構その場でも皆さん意見が，それぞれ裁判員の人たちも，来た人たちも，それぞれ述べて，いい意見交換というか，討議になったと思います。

司会者

他の方の意見を聞いて，なるほどなと思うことはありましたか。

3 番

そういうところもありました。自分はこうだというお話しはしますけれど，他の方何人かいらっしゃるので，その方のお話を聞いて，そうか，やっぱりそうなんだなと納得する部分もたくさんありました。

司会者

3 番の方も，御自分の意見はちゃんとお話されたのですか。

3 番

はい，言いました。

司会者

刑を決めるときに，何か類似のといえますか，同じような，今までの裁判の結果はこうだとか，そういうようなものの調査とか説明はありましたか。

3 番

あまり，記憶がありません。すみません。

司会者

2 番の方はそのような記憶はありますか。

2 番

みんなでやりました。

司会者

今までの裁判の例なども参考にされましたか。

2 番

今までの判決ですか，そういうのはないです。

司会者

そうですか。そうすると，参考にしたのは，検察官が5年求刑しているのが一つ，で，それを前提にどのくらいが適切かということで，みなさん議論したということになるんですか。

2 番

裁判官の話も参考にした気がします。前例としてではなくて。

司会者

4番の方。こちらに裁判長がいますけれど，ちゃんと説明を受けて分かりやすい評議ができましたか。

4 番

授業料を払わなければいけないくらいきっちり説明をしていただきました。判断の仕方，考え方というところが，まず，評議の前にしっかりされましたので，こう判断していくんです，これはこういう意味で判断するんです，こういうステップで決めていくんです，ということが，非常にしっかり御説明いただきました。それにのっとって自分たちの意見をまとめていく。その評議の中で，やっぱり地域の特徴，住んでいる地域だとか犯罪のあった地域独特の風習とか習慣とかというようなものが，裁判員の方たちから出されて，私たちの住んでいるところとは違うなという感覚，あっ，そこではそういう考え方なんですね，そういうふうを考えるんですね，というようなところも，非常に裁判員の人たちがいろんなところから集まってきていましたので，役に立った一つの判断材料になりましたし，重要な意見として聞かせていただきました。最終的にどうするということところで，同じような事例を検索条件に

当てはめて、その中で、どのくらいの判例がある、100件くらい出てきたんですかね。それを見ながらこれくらいなんだよと。こんなに罪が軽いんだというのが、一番びっくりしました。それで、内容なんかも見られたものですから、見て行って、えっという形で、そこからだんだん絞り込んで行って、一番近いところに当てはめていくとこのくらいなのかなと。感情的にはですね、心情的には、えーっという感じが、正直な話をするとしました。ただ、それを決めていく中での前提の、こういう判断をしていきますという内容が、やはり裁判官の皆さんからきちんと説明いただいて。大変だと思うんですよ。逆に言うと、そこまで説明をして、素人の裁判員を使ってもやらなければいけないのかなと思うくらい、非常に御苦労なさる案件で、大変なんだろうなというふうに私は感じました。私たちはいろんなことを教えていただけましたので、あっ、なるほどと、しっかり納得した上で結果が出せたと思っています。

司会者

ありがとうございます。そういう今までの先例の積み重ねも参考にして、この事案はこれでいいのかなというところを、まさに裁判員の皆さんに、裁判官ではなくて裁判員の皆さんと一緒に考えていただくというのが、民意を反映するといいますか、そういう趣旨だと思いますので、授業料を払うようなことではありません。弁護人の立場からお尋ねすることがあれば、どうぞ。大分評議の話は出てきたと思いますけれど。

弁護士

評議が始まる直前、要は審理が終わった時点で、皆さんの御自身の中で、これくらいの結論なのかなというイメージを既にもっていたのかどうか、持っていたとしたら、評議を経て、最終的な判決としての結論とは切り離して、御自分の中の最終的にはこの辺が妥当なのかなと至った結論、変化があったのかどうかということですね。変化があったとすれば、いろんなことを影響

を受けて、考慮されてということだと思いますけれども、特に影響を受けたものが何だったのか、そこをお聞かせいただければと思います。

司会者

なかなか微妙な質問だと思いますが。法廷を終わった段階と、評議の後、自分の考えが変わったかどうかと。まず、そこだけ聞きましょうか。

1 番

はっきり言って、評価は変わりません。どのくらいの量刑が妥当なのかということも初めに考えていませんでしたし、法廷から評議室に移っても考えていなかったんで、そういう意味で全然変わっていません。

2 番

裁判中、やっぱり心が変わったということですよ。変わったのが何かというと、やっぱり証人尋問をやっているうちに、事件の真相が分かり始めてきて、それで、評議に入りました。質問されたことと内容はちょっと違うかもしれませんが。

司会者

3 番の方は、先ほどからいろいろお話されていますが、今のような形の質問だと、どうなりますか。考えとしてはそれほど変わらないけれど、評議の結論は了解していると、そんな感じに聞こえましたが、そういうことでよろしいですか。

3 番

はい。

司会者

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

やはり、弁護士さんは心理戦のような気がしました。特に事件の内容もあると思うんですけど、裁判員みたいな素人の人間は、気持ちが割と優先し

がちな人間が入ってくると、表現の仕方とか何とかというのは大きく出てくるのかなとも思いました。ただ、実質評議ですね、その時思っていたのは、検察の方たちが求刑されている内容か、もっと長く求刑されるのかなと思っ
ていました。もちろん弁護士さんのほうはそれよりできるだけ短くということ
だったんですけれど、評議をしていく中でいろいろ話をしながら、説明を
聞きながら、その判断基準というものが的確にできてくると、皆さんの出さ
れた意見、なるほどということに納得して、最終的なところに結びついてい
ったと思います。

司会者

そんなところでよろしいですか。

弁護士

4番の方にもう一点だけお聞きしたいんですけれど、今まで端々に説明が
あったかもしれないんですが、最初にですね、やはり素人とプロとでは考え
方に違いがあるんだというのを強く感じられたとお話しいただいたと思うん
ですけれど、今までの回答の中でも、裁判員、素人は感情の部分でというお
話もあったかと思うんですけれど、もう少し職業裁判官の方の感覚と一般の
裁判員の方の感覚と、どこが違ったのかというところを、できる限り具体的
にお話いただければと思うんですけれど。

4 番

慣れじゃないかなと思います、一番なのは。やはり使っていらっしゃる言
葉だとか用語だとかいうものが聞き慣れませんので、それだけで何となく違
和感が出てきております。言葉を選んでくださると納得できるんですよ。分
からなくて、こう言っていたんですけれど、どういうことですかねと話をし
たときに、裁判官が、いや、それはこういうふうにと、言葉をちょっと置き
換えていただく、普通の言葉にさせていただくと、なるほど私の思っていた意
味と言われていた意味と全然違うことだったんですねということに理解がで

きるんですよ。法廷の中なのでそんな素人相手にやっているとしようがないと思うんですけど、そんなところの言葉の違い、言葉尻の違い、会話を
するコミュニケーションを取るときの取り方と、当然裁判の段階では違うと
思うんですけど、そんなところの差というのが一番感じられましたね。分
かるんですよ、言っていることは。私たちの仕事でも弁護士さんともお会い
しますし、いろんなこともするんですけど、そんな中でいくと、先生もう
ちょっと優しく言ってもいいんじゃないと言うんだけど、これはこういう
もんなんだよと言われるんで、それは理解はしているつもりなんですけれど、
やはり実際に法廷に出てきて、被告人の方を見て、被害者の方こうなんだろ
うなというのを思うと、なんとなく感情というのが先走ってきます。ただ、
やっぱり裁判官の方たちのお話を聞いていると、心情どう思っているか分
るか分からないんですけども、やはり公平にということが大前提にあると
思うんですよ。ですので、そういったところで私たちは逆に言ったら諫めて
いただくとか、そういったところというのは、きっちり感じられましたし、
じゃあ全然感情を出されないのかということとそうでもなくて、感情を出す
ところはこう思いますよというようなことも、参考意見なんだと思うんです
けれど、出されていたりだとか、そういうところがあったんですよ。そう
いった意味では、私たちはどちらかというと法廷で聞いてうーんと思って、
戻って、質問して、内容を理解して、また再度出てくるということだったので、
よく理解はできましたし、分かりました。そういった面でやはり、法律的な
解釈、いろんな経験上からいうと、言っている意味の違いを明確にされる
のがプロの方たちで、私たちは聞いたままをそのまま判断するので、や
はり素人考えだったりとか、表現の本質的な意味合いを取り違えたりとい
うのは、やはりあったかもしれません。ですので、そこに素人がいるよ
と思いつつ、あれしていただければ、もう少しいいのかなと思います。ど
うしても弁護士の先生たち少し年齢が上がってくると、どうしてもやは
り使うお言葉があれする

もんですから、そんなふうに感じましたけれど。別に言っている内容が理解できないわけじゃないし、弁護士の方たちがやらなければいけない仕事というのがやはりありますし、やるべきことというのがあるので、それに対して積極的にお話をされていることに関してはあれですけど。ただ、もう少し分かりやすくしてもらってもいいのかなと言うふうに思いました。年齢も雑多ですし、性別も男女いらっしやいますので、そんなところもあるのかなと思いました。

弁護士

もう一点だけ4番の方にお聞きしたいんですけど、先ほどチラッと素人の裁判員を使ってまでやる必要がある事案かなということもおっしゃられていたと思うんですけど、裁判官から公平の観点からこういうふうに判断をしていくんですよという、きちんとした説明を受ける中で、具体的な判断基準ができてきて、考えが整理できてきたというお話一貫してあったと思うんです。率直に今思い返してみても、裁判員の方が加わることに意味があったのかどうか、職業裁判官の方だけで判断するのも足りたと感じられるのかどうか、その点はどう感じられるでしょうか。

4 番

ちょっと話し方が悪かったかもしれませんが、私たちが携わった事案に対して裁判員裁判をやるべきか否かという話ではなくて、私たち裁判員のために裁判官の方たちが3日間お付き合いいただいて、その中で判断基準のない人間に明確な判断をさせるための教育ですね、レクチャーをされるじゃないですか。そうすると、どうしてもレクチャーされている時間というのは、ずっとお昼も御一緒させていただいて、その場でもってさせていただいていく中で、お忙しい方たちのお時間をとる時間が長くなるという意味合いで、一つはどうなんだろうねというお話をさせていただいたんです。もう一点は先ほどちょっと話しましたけれど、地域性によって考え方とか感じ方の違い

ってやっぱりあります。長野県の中でも、中南信の中でもやっぱり思いとか考え方とかの違いがあつたりだとかあるもんですから、特に地域に密着した内容でやられるということになってくると、やはり、確かに御苦労かけるかもしれませんがけれど、裁判員の意見というのも重要な一つの判断材料にはなるんじゃないかなというふうには思いました。

司会者

制度にかかわる話ですので、いろいろな意見があつて、そこはいいと思いますけれど、裁判官がこの案件の処理に時間をかけるのは本来の仕事ですので、そこに気を遣っていただかなくても。それが本業ですので。

4 番

ちょうど私たちが裁判員裁判をやらせていただいた翌日の新聞を見たら、もう裁判長が別の裁判で判決を出されていたので、大変なんだなと思ひながら感じたので、それでお話させていただきました。

司会者

ありがとうございました。その他の点でも結構ですけど、検察官、弁護士の方からこの方にご点をお尋ねしたいということがあればお願いしたいと思ひますけれど。

検察官

特段どなたにということではないのですが、こちらのほうで作った冒頭陳述メモとか論告メモを、評議のときに実際に使っていたのかどうかということについてお聞かせいただけますでしょうか。

司会者

それでは、1 番の方のときにはなかったようなことですので、それでいいですか。

1 番

はい。なかったと思ひます。

司会者

2 番の方から伺いますけれど、メモのようなものが初めの段階と最後の段階であったとすると、それが後で評議室で評議するときに参考になったのかどうかと、こういうことだと思いますけれど、2 番の方の場合はどうでしたでしょうか。

2 番

メモとかそういうのはあんまり我々の中の論点と違うものになってきたので、あまり使わなかったんじゃないかと思います。

司会者

3 番の方はどんな印象ですか。同じ話ですけれど。いろいろ議論するときには検察官が提出したメモとかそういうものは見ながらやったとか、大分参考にしながら議論を進めていったのかという、そういう御質問ですが。

3 番

見ながら考えたと思います。そういう意味では、私は参考になりました。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

評議している最中に話をされていて、あれって思ったときに遡ったり、こっちに書いてありますよ、ここにも書いてありますよね、みたいな形で、非常に資料に助けられた部分もあるように思っております。

司会者

ありがとうございます。いろいろお尋ねして参りましたが、裁判所からもう一つお尋ねしますと、先ほども申し上げましたけれど、皆さんには守秘義務がありますよという説明を何回お受けになったと思います。そういう意味では裁判が終わった後も守秘義務がありますということになっておりますが、そのことで裁判員が終わってから、職場とか近所とかいろいろ尋ねられ

たけど困ったとか、どこまで話していいのか分からなくて困ったとか、そういう経験をされた方はいらっしゃいませんか。

2 番

もうちょっとはつきり守秘義務の範囲を決めて、言っていたきたかったと思います。例えば家族の中だったらオーケー、それ以外だったら駄目、評議の話は駄目、途中までの話はオーケー、そういうふうに、はっきり言っていたければとても楽なんですけれど。どうしてもこういう内緒事みたいなことというのは、誰かに話さないで、やっぱりたまったものというのはどこかに吐き出さないと、心理的にちょっとおかしくなるんじゃないかと思います。

司会者

他の方は、職場であれこれ聞かれて困ったとか、そういうことはございませんか。

4 番

困ったことではないんですが、びっくりしたのが、法廷でやられる裁判ですね、基本的にオープンな環境なんだと、もう少しクローズな環境なのかなというふうに思ったんですけれど、非常にオープンでしたので。評議の内容は駄目よということで、私たちの場合は明確に指示がありましたので、その部分を守りなさいということでしたので、それ以外の内容というのは新聞に出たりですとか公開されている内容ということで、こんな事件だったんだよというようなことはしゃべれましたので、そういう面ではそんなにストレスのたまることはないですし、当然裁判員と一緒に来られた方たちも、地域までは分かりますけれど名前までは分かりませんので、別れてしまえばそれまでで、評議室の中でのお話を少し我慢すればということが明確になっていました、私たちの時には。なので、そういった意味ではストレスとか負担というのはありませんでした。

3 番

やっぱり公表してはいけないというか、裁判員制度で選ばれましたというところまでは言えるんですけど、2番の方と同じように。私の場合は言えない部分があって、裁判員制度で選ばれたというところまでは言えますけど、それ以上相手も何も言ってこないですが、やっぱり実際自分の中で何かずっと残っていて、早く消したい部分、そういうのがうんと強くなってしまって、それがやっぱり人にあまり言えないほうなので、自分のほうで追い詰めてしまうところがあって、少し苦しくなっていた部分がありました。内容にもよるんですけど。

司会者

今は大丈夫ですか。

3 番

今は自分の中で消して忘れるという感じで、ずっと忘れていまして、この3月の時期になったんですけど、夏頃まではずっとあれなんですけど、ちょっと自分の中で消そうという感じで。自分の中でちょっと葛藤していた部分があります。

司会者

ありがとうございました。4番の方がおっしゃったように、評議室の中でどんな発言があったとかそういうところは秘密ということになっていますので、奥さんでも秘密ですかね。基本的には法廷の中で取り調べたりしたことは、傍聴席に自由に入れますし、新聞の記事にもなりますので、そこはオープンだと、大きな仕切りではそういうふうになっていると思います。裁判員裁判を体験して、多数決の結果は言えないけれど、なかなか勉強になったよという話は、していただいてかまわないといえますか、3番の方でしたか、迷っていたら家族の方が是非行ってみたらと、こういう話だったかと思えますけれども、もし3番の方の近くで当たっちゃったけれどどうしようという

ときには、私もやってきたのであなたもやってくださいと、心配することはありませんよと御説明していただければと思いますので、よろしくお願ひします。ぎりぎりのところで本当に迷うことがあれば、裁判所にお問ひ合わせいただければ、後々問題のないようにアドバイスできると思いますので、よろしくお願ひいたします。

お尋ねすることは以上ですが、今日はマスコミの方もみえています。報道機関の方からも少し御質問の希望がございますので、これまでの話の中である程度出たところもありますけれど、ポイントを絞ってお尋ねいただければと思います。

記者（信濃毎日新聞）

裁判員裁判経験後、事件のことを思い出して身体的又は精神的に不安定になることがあったかという質問です。3番の方は早く忘れたいというふうに思っていたと先ほどおっしゃっていたと思うんですが、それは、例えば量刑で納得がいかない部分があったとか、そういうことで、何か思い出したりとか、ちょっと精神的に大変だったということでしょうか。

3 番

そうではなくて、殺人未遂の事件だったので、被害者が刺されたところを写真で見たりとかということが、そういう衝撃的というか、そういうことの部分でちょっとドキッとしたというか、そういう場面もはっきり分からないといけないというのもあるんですが、そういうのが衝撃的で、自分の中でないものですから、こんなに細かく見せられるのかなという、そういうのでちょっとびっくりした部分がありました。それで、ちょっと、裁判をやっている期間はずっと、それがちょっとやっぱり見たという記憶が頭の中に残っているものですから、時折その映像が戻るというか、テレビとか事件のこととかたまにやると、ふと思い出すことがあったというので、そういう部分で眠れないというか、思う部分があるということです。

記者（信濃毎日新聞）

そういう衝撃的な写真を，裁判のためと言っていいのかわかりませんが，見て，それが残ってしまったという話だったんですが，今振り返って，裁判を進めるに当たって，その写真を見る必要があったというお考えですか，それとも写真は見せなくても良かったのではないかとか，その辺は何か思うところはありますか。

3 番

文書だけでは分からない部分もありますし，やっぱり見て実際本当にこのくらい刺されちゃったんだとか，そういうことが分かるので，別に悪いことではないというか，そうは思いません。ただ，みんなそれぞれ違うと思うんですが，ちょっと私の中では衝撃的な部分があったかなというのが，私の中ではありました。だから，事件のことに關してはすべて見た後も，さっきもお話しましたが，消すというか忘れるという形を取らせていただいたというか，自分の中で切り替えました。なので，いまはもう全然，ああ，あのときにあれがあってああいうふうに見られたし，いい部分で皆さんの意見も言えたりとかして，経験になったなというのもあります。なので，今は全くあのときの，今また思い出すとあれですが，もうまた忘れて普通の生活には私の中で戻っていますので，今は問題はありません。

記者（信濃毎日新聞）

次の質問なんですけれど，これまでのやり取りの中で検察，弁護士に改善して欲しい点とかそういうことは聞かれて答えられていたと思うんですけれど，これも話題には出ていましたが，裁判所に対してもう少しこうして欲しかったなとか，そういうところは追加で何かある方はいらっしゃいますか。

2 番

根本的な話になってしまっていけないかもしれないんですけれど，今回私がかかわった事件は，割合身近な事件だったんです。ちょっと事件があまり

にも近すぎて、裁判が終わってからも裁判の話が私の中で長引いてしまっているというんですかね、あそこの家のあいつだぜ、そういえば見たことあるとか、そういうことも出てきてしまって、もしも裁判中にこういう話が出てきてしまうと、情動的に公平な裁判もできなくなる部分があると思うので、事前にあまり調査するというのもできないかもしれないんですけど、こういう身近な事件はあまり何と申しますか、その当時はすごく関心を持ってやっていたのですが、あまりかかわりたくないなとか。だから、今後もそういう、私の場合は被告人とこれから顔を合わせる機会とかも多分出てくると思うし、そこら辺の考慮というのは必要じゃないかなと思います。

記者（信濃毎日新聞）

ありがとうございます。今の質問とかなり近いかもしれませんが、裁判員制度そのものについて何かもう少しここをこうしたらいいであるとか、一般的な話だと思うんですが、そういうことについて何かお考えをお持ちの方はいらっしゃいますか。

4 番

呼ばれて3日間という予定が私たちの場合は提示されていたんですね。いつからいつまでですよということで、提示がされていて、裁判員に選任されたんですということを会社側に伝えて、そこで例えば優先順位として、仕事が優先なのか、こちらが優先なのかということが出てくると思うんですね。私みたいに時間の取れる人間はいいんですが、取れない人もいるだろうし、管理されている側の人間もいると思うんですね。そうなってくると、やはり、裁判員に選ばれましたといった時点で、お休みが取れる取れないという問題も出てくると思うんですね。その辺をもう少し、例えば簡単な話をすると、消防団だったら火を消しに行くときには会社側は公休にきなさいというようなことが通達で回っていたりとかするんですね。その辺をもう少し明確にした方が、ごく一般の人を平日にというのは大変なことだと思うんですね。

今どうなっているか分からないですけど、各々で取扱いが違うのかもしれないですけど、もしかすると無給の状態で休んでいるのか有給休暇を使って休んでいるのかという部分も出てくるので、3日間のことなので、何らかの形で通達なり何なり企業のほうにも出してあげたらどうなのかなというのがちょっと感じたんですが。

記者（信濃毎日新聞）

例えば裁判員として選ばれたら、企業であれば公休扱いにするという通達なり制度なりを作ったほうがいいのではないかということですか。

4 番

そうですね。今とりあえずないですよ。あるんですかね。私が知らないだけなんでしょうか。

裁判官

一応裁判員用の特別休暇みたいなものは、大きい企業ですと既に用意されているようです。

4 番

中小だとまだそこまで、それを公休として認めなさいみたいなものが就業規則の中にうたわれたりというのもないし、なかなか圧力もかかって、今日日のことですから厳しいと思うんですよ、お休みを取ることに関して。だからその辺をもう少しコマーシャルしていただければ、いろんな人が参加しやすくなるんじゃないですかね。それが理由で、裁判員をやってみたいけど休みが取れないからお断りしようというようなことも出てくるんじゃないかなというふうに感じました。

記者（信濃毎日新聞）

ありがとうございました。それ以外の方は何かありますか。

1 番

裁判員というのが、要は素人なわけですよ、裁判に関して。そうすると、

簡単に言うと、弁護側あるいは検察側のプレゼンの上手いほうが勝ってしまう、そういう懸念もあるのではないかと。で、一方において、法律の専門家の方だと、条文に照らしてどうのこうのとか、情状酌量の余地とかそういうものの考え方も全然違う、一般の社会常識の中とはちょっと身をおいた中から判断せざるを得ない、それを補うのが裁判員じゃないかと思うんですけど、でも、それが逆にプレゼンの上手いほうが勝ってしまう。そうすると、白を黒と言い包めることのできる検察官、黒を白と言い包めることのできる弁護士さん、そういう人がいて、それがプレゼンに非常に長けていたら、裁判員がそれに引きずられて判断してしまうんじゃないかと。だから、そこら辺をどう考えて防いでいくのかというのが、裁判所の方々とか弁護士さんの方々とか検察の方々とか、そういうところで考えていかなければいけないんじゃないかと思うし、もう一つ、これは教育の中で、小学校のときからディベートの仕方とか論理の積み重ねかた、あるいは、裁判員みたいなものが必要なんだよという、なぜ必要なのかとか、そういう教育もなされていかないといけないんじゃないかと思うんですね。だから、裁判員制度が本当に根付くかどうかというのは、そういう動きが蓄積されて10年、20年、場合によっては50年、60年経って初めて効果が出てくるんじゃないかと思うんですね。ですから、そこまでいろいろと試行錯誤あり、先ほど言われたように精神的な負担というものも出てくると思うし、これがもっと生々しい殺人事件なんかの場合だと、そこの精神的負担というのは、普段とは違うものだけに、一生残ってしまうかもしれない。そういうものに対するケアの制度とか何かというのも、制度というよりも、その人自身の考え方からして、やっぱり作り上げていくような教育制度とか、そういうところまで行かないといけないんじゃないかなと、私の経験と、今ここで皆さんの話を聞いたことから感じたことです。だから、これは私としては一つのいい勉強になったと思っています。

記者（信濃毎日新聞）

最後のところは、裁判員制度では、例えば、殺人事件などショッキングな写真が出てくることもあるということも含めて、小学校のころから裁判員制度についてちゃんと教えていくというか、子供が学んでいく必要があるということですか。

1 番

裁判員制度というよりも、人を殺すのは絶対的な悪、そういうふうに仮に言っておきますと、残酷なことで、普段自分の身の回りには起きないことですよね。ところが、今の子供たちは、リアルなものではなくて、人が死ぬということがありきたりにある。つまりゲームとか何かですね。ところが、そういう子供たちは、大人になって裁判員になって、犯罪の現場の写真を見せられた、でも、それがどういうものなのか、それがいくらゲームの中で人を殺す場面を見ている、現実の写真とゲームとでは違う、そこに大きな衝撃を受けるんじゃないかと思うんですね。だから、そういうことに関する教育ですね。だから、なんて言うのかな、ちょっと上手くいえないんですけども、そういうものを見ると、そこで見たことによる自分の衝撃を素直に受け止めて、それに打ち勝てる、乗り越えていける、そういう資質を育てていく、そういう勉強が必要なんではないかと、そういうことです。

記者（信濃毎日新聞）

続いて1番の方なんですけど、補充裁判員を経験されて、何かこういうような学習というか、子供に学んでもらうということで、今の段階で、そういうお考えはありますか。

1 番

具体的にどうすればいいかというのは思い浮かばないんですけど、自分が何をしていくのか、どうやって生きていくのか、それを真剣に考えられるような、そういう教育の仕方が必要なんではないかなと。ただ点数を取れば

いい、大きい会社に入ればいい、そういうことではなくて、物事をよりロジカルに、根本的なところから考えて、自分の頭で判断して、自分の論理を組み立てられる、答えを教えるのではなく、やり方を教える、そういう教育でなければいけないんじゃないか。もし、そういう教育をされていれば、どんなに衝撃的なものを見たとしても、それを自分の中で消化していくことができるんじゃないかと。それがないと、いつまでもそれが残ってしまって、それが精神的負担になるんじゃないかと、そういうふうに思います。

記者（信濃毎日新聞）

裁判員を経験されて、そういうふうなものの考え方で進んで、ロジカルに考えて進んでいくということを経験されたので、そういうふうに思うということですか。

1 番

そうですね。補充裁判員というところで経験して、より一層その思いが強くなったということですね。

4 番

教育とかいろんな話が出てきたんですけれど、裁判員になるときに、事件の内容というのがあまり明確にされていないんですね。その時点で選ばれてしまうと、それをせざるを得ないというところが一つあると思うんですよ。自分が対応できる事象なのか事象でないのかというところが、選択肢がないんですね。要するに、集められて、今日はこういう事件ですよ、何番、何番、何番の方、ということで、選ばれてから中身が分かるじゃないですか。その衝撃度というのは、なかなか計り知れないと思うんですね。ですので、この選択肢をする手前で、もう少し情報があれば、この件に関して私は関与しないほうがいいとか、関与したくないとか、そういう選択肢がもうちょっとあったほうがいい、情報公開されているほうがいい、これは何とも言えないんですけれど、そういう部分というのがもう少し欲しいような気がしていま

す。ちょうど私たちが担当したのは、私たちが住んでいる地域でもないし、少し離れていましたし、3か月、4か月前の事件で、ということだったんですけれど。一時、裁判員制度始まりますよというときにはコマーシャルも入っていたんですけれど、裁判員になって実際に具体的にどんなことをするんですよというようなことがもう少し告知されてもいいんですかね。マスコミを使ってでも何でもいいと思うんですけれど。告知されて、こういうことがありますよということがもう少し事前に対応する中でインプリメンティングされていると、対応のしようというのものもあるかもしれないんですけれど。もう少しその辺をやっていただければ、いろんな面での精神的な負担だとかいうものは減ると思います。それから、そのときに担当してくださった裁判官の方たちによっても違うと思うんですね。最後のまとめるときのまとめ方も、非常に上手にまとめていただいたんで、ちゃんと切り替えてくださいねということも伝えていただいたし、その辺のケアというのもの、終わった後のケアですね、そういうのもしっかりしてくださっているの、段々段々変化してきているのか分からないんですけれど、してきていただけているので、その辺の対応なんかもあると思うんですね。ただ、選択肢はもう少し残して欲しい。決まったんだからやって、ちょっときつい言い方になりますけれど、呼ばれてきて、くじ引きで当たったんだからやって、この事件についてやるんだよ、という形なんで、もう少し前提条件として、選択肢ですね、特にそういったものに対して、強い弱いというのが自分の中で持っていると思うんですよ。誰かに勧められてやるものでもないし、自分の意志の中でやるものですから、この事件について私が担当します、誰かに勧められてやるものではないのが裁判員だと思いますので、決めてやったら自己管理の中ですので、自己責任の中でやるということだと思えるんですよ。そうすると、やはりもう少し事前に関示された情報があつて、こういった案件についてはこうです、どうされますか、というところがもう一つあつてもいいのかなと私は思っています。

記者（信濃毎日新聞）

ありがとうございました。

記者（市民タイムス）

2番の方に一点伺いたいんですが、身近な事件にかかわらない考慮も必要ということをおっしゃっていましたが、2番の方が参加された裁判員裁判の事件というのは、どこまで知っていて参加された状態だったのでしょうか。

2番

全く知らない中で参加させていただいたんですけれど、話が出てくる中で、知っている場所、知っている人間というのが続々と出てきました。

記者（市民タイムス）

何市で起きたとか、そういった点も知らなかったのですか。

2番

知りませんでした。結局殺人事件でもなかった、殺人未遂事件だと、記事も小さいですし、知りませんでした。

司会者

裁判所も証拠は一切見ていないんですね。証拠を持っているのは検察官。弁護人は、どの証拠を出すかどうかは、先に見て、同意しますとか、そういうやり取りをします。で、裁判所は裁判が始まってから。こういうのが刑事裁判の仕組み。簡単に言いますと、裁判所は、裁判員の皆さんと同じ時間に初めて同じ証拠を見て、一緒に考える。もちろん、事前の準備があります。証人は何人必要ですかとか、スケジュールを組まないといけませんから。ですから、その範囲では聞きますけれど、その証人がどこのどういう人だという、詳しいことまでは分かりません。裁判所は、最初に起訴状というのをもらいますけれども、犯罪事実を書いた簡単ないついつこういうことをしましたという。その範囲では裁判所に書類が提出されていますので、こういうことで、要するに殺人事件を審理するんだとか、ここに書いてある限度では

分かるわけです。その情報を提供することは可能だと思いますが、裁判所からそれ以上の情報提供というのは、刑事裁判の手續では非常に難しいところがあると思います。ただ、身内の人が被害者になったとか、そういうのは選任手續の段階で大体分かると思いますので、そういう方が後でびっくりということはないと思いますけれど。

2 番

それは調べるんですか。身近な人間が被害者になったとか。

司会者

親族であれば、新聞とか情報でご自分で知っているんじゃないとか、そういう話です。裁判所には分かりません。本当にそこに親族関係があるかどうかは。

2 番

場合によっては、そういうケースもあるわけですね。ここに来たら親戚だったとか。

司会者

ここに書いてある範囲で分かることがあれば、その段階で、選任手續の段階で、裁判所が分かる程度の情報は提供しますので、どうも近くの事件らしいけれど、どうですかということで、じゃあ、名前は誰ですかというところまで分かればチェックはできると。

4 番

一か月半くらい前に通知をいただくじゃないですか。その段階では、まだどの事件になるかというのは分かってないということなんではないでしょうか。

司会者

その段階では対象の事件は分かっていますよね。

裁判官

ただ、プライバシーとか、他の要請があって、あらかじめ情報をお伝えて

きないんですね。

司会者

最終的に裁判員にならない方にも同じ情報がいきますので。結局、最終的には来ていただいて、候補で最終的に残っていただいた方に、ちょっと心配だなというときには、個別に面談をして、確認することになっていくんだろうと思います。

4 番

もう少し、こんなものも見なければいけません、こんなこともしなければいけません、というようなことがPRできればいいのかなど。みんなでやりましょうとか、やったらこうなりましょうみたいなのがコマーシャルが流れたりするんですけど、具体的にこうですよみたいなことが。1年ぐらい前に今年分が決まって、何人か選任されますよね。そのときに中身が少しこんな内容ですというような、こういうものを見るようなこともあります、精神的な部分もあります、ということの事前の説明をいただければ、その時点でということもできるのかなと思いましたが。

司会者

予定時間が大分超過してしまいました。残念ですが本日はこの程度で終わりにさせていただきたいと思います。4名の経験者の皆様、時間超過してお疲れ様でございました。いろいろな貴重なお話を伺うことができたと思っています。初めに申し上げましたとおり、裁判員裁判はスタートして今5年目に入っているところです。先ほど、もっと長い、50年、60年となったときにというお話もありましたけれど、そういう意味では、大分安定的に運用はされてきていますけれども、まだまだ試行錯誤のところがあるかと思っています。それでも、長野県内で実際に裁判員裁判に関与された方、皆様方を含めて、裁判員、補充裁判員になられた方、今600名弱の数字になっています。お話があった裁判員候補の名簿に登載されましたという通知が一番最

初に皆さんのところに来たと思いますけれど、その通知を受けた方は既に2万人を超えています。県内の人口で考えますと100人に1人くらいの割合でこの通知はいつていることになります。そういう意味では、裁判員という制度は人事かなということから、それだけかなり身近なものになっているというふうに言えるかと思います。また、今後それだけ多くの方に更に御協力をお願いすることがあるということでもありますので、私ども裁判に関与する者も、多くの皆さんが参加しやすく、そして、より負担の少ないような形で運用するためにどうすればいいかということで、常に改善を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。そのためにも、このような機会にいただく皆様の声は、大変貴重なものでございます。今日のお話を十分参考にさせていただきまして、少しでも良い裁判員の裁判にしたいと思っております。本日は長時間になりました。本当にありがとうございました。